

(案)

29 医務第 号
平成29年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

専門研修プログラムの認定に向けた都道府県の協議
について (報告)

平成29年6月27日付け医政医発0627 第2号で通知のありました専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の協議につきましては、下記のとおり都道府県協議会を開催し、管内の研修プログラムについての調整結果等を確認したことを報告します。

なお、新たな専門医制度及び研修プログラムの認定に向けた都道府県の協議等に関しまして、本県協議会から別紙のとおり意見が提出されましたので、御検討いただきますようお願いいたします。

記

(都道府県協議会開催状況)

第1回 平成29年8月29日 (火)
第2回 平成29年10月25日 (水)

担当 医務課地域医療支援室
医師確保推進グループ
電話 052-954-6659 (ダイヤル)

○新たな専門医制度及び研修プログラムの認定に向けた都道府県協議会意見

- 1 本県は専攻医数の推計が全国比6.04%であり、5%以上を占める都市部の5都府県の一つとして専攻医の募集定員に5年間の採用実績による上限が課されているが、本県の人口が全国比で5.87%であることを考慮すると、専攻医を過大に集めている状況はなく、人口以外の条件を考慮に入れたとしても、一律に専攻医数の割合が5%を超える場合にのみ、上限を課すことは不合理である。

なお、上限設定により専攻医が減少していけば、現在、人口10万人当たり病院勤務医師数が全国36位の低位にある本県において、医師不足による問題がより顕在化する恐れがある。

このことから、5年間の採用実績による募集定員の上限の設定については、専攻医数の全国割合により一律に区分するのではなく、専攻医の偏在が実質的に解消されるべく、各地域の医師充足度などを考慮した合理的な要件とするよう見直ししていただきたい。

- 2 国チェックリストによる確認項目については、基本的に機構にて確認ができるものであり、機構にて確認をした上で、その確認結果を以て都道府県協議会と協議を行うようにしていただきたい。